

平成16年6月3日

株 主 各 位

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地

**オムロン株式会社**

代表取締役社長 作田久男

## 第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ返送くださるか、インターネットウェブサイトより議決権を行使くださるか（別紙の「インターネットにより議決権行使をされる場合のお手続きおよび取扱い等について」ご参照）、いずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成16年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）  
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 第67期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 第67期利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（3ページから5ページまで）に記載のとおりであります。  
第3号議案 自己株式取得の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（6ページ）に記載のとおりであります。  
第4号議案 当社および株式会社日立製作所による共同会社分割計画書承認の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（6ページから26ページまで）に記載のとおりであります。  
第5号議案 子会社に対する営業の一部譲渡の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（27ページから29ページまで）に記載のとおりであります。  
第6号議案 取締役1名選任の件  
第7号議案 監査役1名選任の件  
第8号議案 取締役および監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件  
第9号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（32ページから33ページまで）に記載のとおりであります。

〔なお、招集通知に添付すべき計算書類および監査報告書謄本は、別添の「第67期報告書」(2ページから20ページまで)に記載のとおりであります。〕  
以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 2,386,403個

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 第67期利益処分案承認の件

議案の内容は、別添の「第67期報告書」(18ページ)に記載のとおりといたしたいと存じます。

利益処分案につきましては、安定的な配当の維持とともに、連結業績の状況を踏まえたうえで、将来の事業拡大や経営環境の変化に備えた内部留保の確保などを総合的に勘案しております。

当期の利益配当金につきましては、上記の方針に基づき、1株につき普通配当6円50銭に、創業70周年を迎えることができたことを記念した記念配当7円を加え、1株につき13円50銭とさせていただきたいと存じます。

なお、さきに1株当たり6円50銭の中間配当金をお支払しておりますので、年間配当金は1株当たり20円となります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

##### 1. 変更の理由

(1) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第132号)が平成15年9月25日に施行され、定款の定めに基づき取締役会の決議により自己株式の取得をすることが可能となりました。これに伴い、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようするため、規定を新設するものであります。

(2) 単元未満株式を有する株主の皆様へのサービス拡充の観点から単元未満株式の買増し制度を導入するため、規定を新設するとともに、所要の変更を行うものであります。

(3) 当社は、取締役および監査役の退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを平成16年4月28日開催の取締役会において決議いたしました。これに伴い、取締役および監査役の退職慰労金の規定を削除するものであります。

(4) 社外取締役の招聘を容易にするために、社外取締役の会社に対する責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、本規定の新設につきましては、あらかじめ監査役会から全員一致による同意を得ております。

(5) その他、目的を達成した附則につきこれを削除するとともに、条数の繰り下げおよび字句の調整を行うものであります。

## 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>
<p>第6条 &lt; 省 略 &gt;</p>	<p>第7条 &lt; 現行どおり &gt;</p>
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第7条</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取、株券喪失登録その他株式に関する取扱および手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議にもとづき選定し、これを公告する。当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議にもとづき選定し、これを公告する。当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 } &lt;省 略&gt; 第25条</p>	<p>第12条 } &lt;現行どおり&gt; 第27条</p>
<p>(報酬および退職慰労金) 第26条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 前項の報酬の内には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。</p>	<p>(報酬) 第28条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。 前項の報酬の内には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約) 第29条 当社は、商法第266条第19項の定めにより、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれが高い額とする。</p>
<p>第27条 } &lt;省 略&gt; 第34条</p>	<p>第30条 } &lt;現行どおり&gt; 第37条</p>
<p>(報酬および退職慰労金) 第35条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬) 第38条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>
<p>第36条 } &lt;省 略&gt; 第40条</p>	<p>第39条 } &lt;現行どおり&gt; 第43条</p>
<p>(附則) 第29条第1項の規定にかかわらず、平成14年4月1日に始まる決算期に関する定時総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。 第6条第1項の変更は、平成15年8月1日より効力を生ずるものとする。</p>	<p>(附則) 第32条第1項の規定にかかわらず、平成14年4月1日に始まる決算期に関する定時総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。 第8条の規定ならびに第9条および第10条の変更は、平成16年7月1日より効力を生ずるものとする。</p>

### 第3号議案 自己株式取得の件

商法第210条の規定にもとづき、本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式200万株、取得価額の総額50億円を限度として取得することについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、第2号議案では、定款の定めにもとづき取締役会の決議により自己株式の取得を行うことを可能にするための定款の一部変更をお願いしておりますが、これに対して、本議案は自己株式の取得についてご承認をお願いするものであります。

### 第4号議案 当社および株式会社日立製作所による共同会社分割計画書承認の件

#### 1. 共同会社分割を必要とする理由

国内の金融市場では、サービスの多様化や高度化、安心・安全に対する利用者のニーズが高まっており、ATM（現金自動預払機）などの金融端末をはじめとする情報機器には、様々な設置環境での利用や多様なサービスの提供、セキュリティ強化など、さらなる機能強化が求められています。

一方、中国市場では、市場経済の発展に伴って金融サービスが多様化し、また、平成20年の北京オリンピック、平成22年の上海万博開催に向けた金融インフラ整備が進展しています。そのなかでも、日本メーカーの技術を生かせる高機能ATMの拡大が予測されます。

このような事業環境にあって、情報機器事業で、安定した収益と成長を確保していくには、これまで以上に多様化と高度化が進む国内の顧客ニーズへの対応力やコスト競争力を向上するとともに、海外成長市場での事業体制を強化することが必要となります。

当社および株式会社日立製作所は、平成12年に次期ATMの共同開発で提携しましたが、このような国内外の事業環境の変化に対応するため、提携関係をさらに発展させ、ATMなどの情報機器事業を各々分割のうえ、統合することが最良の選択であると判断いたしました。

統合後の新会社では、両社の優れた技術力と販売力を融合し、国内金融端末市場でNo. 1、中国での紙幣還流型ATM事業でNo. 1、グローバルでの紙幣還流処理モジュール事業でNo. 1という3つのナンバーワンを目指します。さらに開発拠点・生産拠点の集約など、開発から製造、販売、保守に至るまで効率的な運営を行い収益力の強化をはかります。これらを実現することで、両社の収益の向上に寄与するとともに、株主の皆様のご期待に沿うことができるよう、事業を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、ご趣旨にご賛同いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 共同会社分割計画書の内容

### 共同会社分割計画書（写）

オムロン株式会社（以下「甲」という。）と株式会社日立製作所（以下「乙」という。）は、共同して設立する新会社（以下「新会社」という。）に、その営業の一部を承継させる会社分割（以下「本件新設分割」という。）を、以下の通り計画する。

#### （分割の方法）

第1条 甲及び乙は、共同して新会社を設立し、次の各号に掲げる甲及び乙の営業を新会社に承継させる。

- (1) 甲のファイナンシャル・システムズ・ビジネスカンパニー（以下「FSBカンパニー」という）が担当する一切の営業。FSBカンパニーが担当する営業には、平成16年4月28日付けの営業譲渡契約書にもとづき、平成16年7月21日をもって甲がオムロンソフトウェア株式会社から譲り受けるオムロンソフトウェア株式会社FS事業部の営業を含むものとする。なお、同営業が担当する主たる内容は次に掲げる通りとする。

現金自動預払機（ATM）、現金自動支払機（CD）、無人契約機、両替機、外貨両替機、通帳記帳機/繰越機、売上金入金機、営業店入出金機等の金融機器/システム、及び紙幣処理部、硬貨処理部、カードリーダ等のモジュールに関する、開発、生産、販売、保守・リペアサービス及び付帯サービス事業

その他これらに付帯する営業

- (2) 乙の情報機器事業部、情報・通信グループ総務本部情報機器勤労企画グループ、同本部情報機器総務企画グループ、同グループ財務本部情報機器経理部、同グループハード調達本部情報機器資材部及び同グループ国際情報通信営業統括本部情報機器営業部（以下「情報機器事業部門」という。）が担当する一切の営業。なお、同営業が担当する主たる内容は次に掲げる通りとする。

乙の情報機器事業部門が担当する現金自動預払機（ATM）、無人契約機、営業店システム、印鑑システム等の金融機器/システム、紙幣処理部等のモジュール、航空券販売機、航空券チェックイン機、JR指定券販売機、JR座席予約端末等の駅務/航空製品、証明書自動発行機等の公共製品、郵便区分機等の郵務製品、その他電子応用機械器具及び周辺機器並びに電子応用機械器具用部品の開発、設計、製造及び販売に関する営業

その他これらに付帯する営業

#### （分割期日）

第2条 本件新設分割の分割期日は、平成16年10月1日とする。

#### （定款）

第3条 新会社の定款の規定は、別紙1の通りとする。

(新設分割に際して発行する株式及びその割当)

第4条 新会社は、本件新設分割に際して普通株式100,000株を発行し、その株式を次の通り割り当てる。

- (1) 甲に対して45,000株
- (2) 乙に対して55,000株

(資本金及び資本準備金等)

第5条 新会社の資本金及び資本準備金の額は次の通りとする。

- (1) 資本金 金8,500,000,000円
- (2) 資本準備金 商法第288条ノ2第1項第3号ノ2に定める超過額

(分割交付金)

第6条 新会社は、本件新設分割に際し、分割交付金を支払わない。

(承継する権利義務等)

第7条 新会社は、第2条に定める分割期日において、次の各号に掲げる権利義務を甲及び乙よりそれぞれ承継する。

- (1) 別紙2乃至4に記載する甲の財産、知的財産権等、債権債務及び契約上の地位に関する一切の権利義務、並びに別紙5に記載する甲の従業員との間の雇用契約その他一切の権利義務。

なお、甲が甲の従業員に付与した新株予約権付与契約に係る権利義務については承継しない。

- (2) 別紙6乃至8に記載する乙の財産、知的財産権等、債権債務及び契約上の地位に関する一切の権利義務、並びに別紙9に記載する乙の従業員との間の雇用契約その他一切の権利義務。

なお、乙が乙の従業員に付与した新株予約権付与契約に係る権利義務については承継しない。

2. 前項に定める権利義務のうち、併存的債務引受をすることとされた債務、及び商法第374条ノ10第2項の規定により甲又は乙と新会社の連帯債務となった債務については、新会社の最終的な負担とする。

(登記、登録等)

第8条 前条の規定により承継される財産に関する登記、登録、通知等の手続に要する登録免許税その他一切の費用は、新会社の負担とする。

(分割承認総会の日)

第9条 甲は、平成16年6月24日に株主総会を開催し、本計画書の承認及び本件新設分割に必要な事項に関する決議を求める。

2. 乙は、商法第374条ノ6第1項の規定により、株主総会において本計画書の承認を得ることなく、本件新設分割を行う。

(新会社の取締役・監査役)

第10条 本件新設分割に際し、新会社の最初の取締役及び監査役は次の通りとする。

- (1) 取締役 神谷国広、大谷彰彦、下條哲司、立石忠雄、林雅博
- (2) 監査役 塚本和憲、尾迫勉、蓮沼利建

(新会社の会計監査人)

第11条 新会社の会計監査人は次の通りとする。

名称：新日本監査法人

住所：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル

(利益配当の限度額)

第12条 甲は分割期日までに1株当たり金13円50銭、総額3,229,535,111円を限度として利益配当金を支払う。乙は分割期日までに1株当たり金5円、総額16,490,074,515円を限度として利益配当金を支払う。

(善管注意義務)

第13条 甲及び乙は、本計画書作成後分割期日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、本件新設分割に関する営業の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行うときは、予め他の当事者と協議の上これを行うものとする。

(本計画の変更・中止)

第14条 本計画書作成後第2条に定める分割期日までの間に、天変地変その他の事由により甲乙いずれかの財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、新会社による本件営業の継続が著しく困難であると認めるに足りる相当の事由がある場合、その他本件新設分割が不相当と見られる特段の事由が生じたときは、甲乙協議の上、本計画書を変更し、又は本件新設分割を取りやめることができる。

(本計画書の失効)

第15条 本計画書は、法令に定める本件新設分割に関しての関係官庁の承認が得られなかったときは、その効力を失う。

(協議事項)

第16条 本計画書に定める事項のほか、本件新設分割に必要な事項は、本計画書の趣旨に従い、甲乙協議の上決定する。

本計画書作成の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成16年 5 月11日

甲 京都府京都市下京区塩小路通堀川東入  
南不動堂町801番地  
オムロン株式会社  
代表取締役社長 作 田 久 男

乙 東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地  
株式会社 日立製作所  
代表執行役  
執行役社長 庄 山 悦 彦

(別紙 1) 新会社の定款

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社と称し、Hitachi-Omron Terminal Solutions, Corp.と英訳する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子応用機械器具、周辺機器及びソフトウェアの開発、設計、製造及び販売
2. 電子応用機械器具用部分品の開発、設計、製造及び販売
3. 前各号に付帯するシステムの開発、設計、製造、販売
4. コンピュータシステムの開発、設計、製造及び販売
5. 前各号に関する修理・保守サービス
6. 前各号に関する運用に関する委託
7. 建築一式工事、機械器具設置工事及び電気通信工事に関する建設工事の設計、監理及び請負
8. 前各号に関するコンサルティング
9. 労働者派遣事業
10. 電子応用機械器具、周辺機器、ソフトウェア及びそれに付帯するシステムのリース及びレンタル
11. データベースの作成及び提供業務
12. 総合警備保障業務
13. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してこれを行う。

## 第2章 株式

(会社の発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、400,000株とする。

(端株制度の不適用)

第6条 当社においては、1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日及び株主名簿の閉鎖)

第8条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要ある時は、取締役会の決議により、株主名簿の記載の変更を停止し又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を2週間前に公告するものとする。

(株式取扱規則)

第9条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、株主名簿への記載又は記録その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 法令に別段の定めある場合を除き、株主総会は取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとにその代理権を証する書面を予め当社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第15条 当会社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、総株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席した株主総会において、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

2. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

ただし、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべきときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役等)

第18条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を2名選出するとともに、選任された代表取締役の中から取締役会長及び取締役社長を各1名定める。又必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。

2. 取締役会の決議により、業務執行役員を若干名定めることができる。

(取締役会の招集)

第19条 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役と監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

(業務執行)

第20条 取締役社長は、当会社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐して、その業務を分掌する。

2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会で予め定める順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記録又は記載し、議長及び出席取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関しては、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第26条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(取締役に關する規定の準用)

第28条 第16条第1項及び第24条の規定は、監査役に準用する。

(監査役会の招集)

第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より1週間前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

(監査役会の決議)

第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役全員の過半数をもって決する。

(監査役会の議事録)

第31条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

(監査役会規則)

第32条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の数及び選任)

第33条 当社には、1名以上の会計監査人を置く。

2. 会計監査人は、株主総会の決議によりこれを選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結時までとする。なお、別段の決議なきときは再任されたものと見なす。

## 第7章 計算

(決算期)

第35条 当社の決算期は毎年3月末日とする。

(利益配当金)

第36条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、当該決算期にかかる定時株主総会終結後に支払う。

2. 前項の配当金はその支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

(中間配当金)

第37条 当社は、取締役会決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の分配をすることができる。

2. 前条第2項の規定は、前項の金銭の分配に準用する。

## 附 則

(設立に際して発行する株式の総数)

第1条 当社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株式100,000株とする。

(最初の営業年度)

第2条 当社の第1期の営業年度は、会社成立の日から平成17年3月31日までとする。

(最初の監査役の任期)

第3条 当社の最初の監査役の任期は、第27条の規定にかかわらず、その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(別紙2) 新会社が甲から承継する財産

1. 動産

(1) 製品等

分割期日前日において、FSBカンパニーが管理する甲所有の製品、仕掛品、半製品及び材料(甲の関連会社及び資材取引先その他の法人等に対して貸与しているものを含む。)

(2) 機械装置等

分割期日前日において、FSBカンパニーが管理する甲所有の機械装置、車輛運搬具、冶工具、器具、備品及び消耗品(甲の関連会社及び資材取引先その他の法人等に対して貸与しているものを含む。)

2. 有価証券等

(1) 分割期日前日において、FSBカンパニーが管理する甲所有の次に掲げる株式、出資持分及び出資金

(以下記載省略。なお、主な記載内容は、FSBカンパニーが管理する海外子会社(OMRON MECHATRONICS OF PHILIPPINES CORPORATION、以下「OSP」という。)の株式並びにFSBカンパニーの営業に関連して保有している株式等である。)

3. 現預金

(以下記載省略。)

(別紙3) 新会社が甲から承継する知的財産権等

FSBカンパニーにかかる特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びこれらを受ける権利(共有にかかる権利については共有持分)並びに著作権、ノウハウ及び営業秘密(FSBカンパニーからの依頼に基づく研究に従事する乙の従業員が、当該研究の範囲内において分割期日前日までにした発明、考案、意匠の創作を含む)並びに第三者から許諾を受けた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ及び営業秘密に関する実施権、使用権その他の権利

(以下記載省略。)

(別紙 4) 新会社が甲から承継する債権債務及び契約上の地位

1. 債権

- (1) 分割期日前日におけるFSBカンパニーにかかる売掛金、OSPに対する未収入金および貸付金、施設借用保証金
- (2) 承継された従業員のうち海外勤務者に対する海外勤務者貸付金

2. 債務

- (1) 併存的に承継する債務  
分割期日前日におけるFSBカンパニーにかかるOSPに対する買掛金及び未払金、預り保証金、預り金並びに前受金

3. 契約上の地位

分割期日前日におけるFSBカンパニーが行う取引等に関する次に掲げる契約の契約上の地位  
(以下記載省略。なお、主な記載内容は、FSBカンパニーが行う物品の販売等の営業取引契約、資材取引契約等である。)

(別紙 5) 新会社が甲から承継する従業員及び雇用契約等

1. 承継する従業員

- (1) FSBカンパニー  
平成16年4月21日現在、甲のFSBカンパニーに在籍する従業員(傷病・育児・介護等による長期欠勤、休職中の者を含む。パートタイム、アルバイトを除く。)  
(以下記載省略。)
- (2) オムロンソフトウェア株式会社  
平成16年4月28日付営業譲渡契約書にもとづき、平成16年7月21日付で甲に営業譲渡されるオムロンソフトウェア株式会社のFS事業部に従事する従業員のうち、同営業譲渡に伴い甲のFSBカンパニー並びに新会社への転籍を承諾した者。

(以下記載省略。)

(別紙 6) 新会社が乙から承継する財産

1. 不動産

(1) 土地

(以下記載省略。なお、記載内容は、情報機器事業部門の事業拠点である愛知県尾張旭市、同愛知県長久手町、同瀬戸市に所在する土地である。)

(2) 建物及び構築物

分割期日前日において、上記1(1)に記載する土地に存する、情報機器事業部門が管理する乙所有の建物、構築物及びこれらの付帯設備

分割期日前日において、次に掲げる土地に存する、情報機器事業部門が管理する乙所有の建物、構築物及びこれらの付帯設備

(以下記載省略。なお、記載内容は、情報機器事業部門の事業拠点である愛知県尾張旭市に所在する土地である。)

## 2. 動産

### (1) 製品等

分割期日前日において、情報機器事業部門が管理する乙所有の製品、仕掛品、半製品及び材料（乙の関連会社及び資材取引先その他の法人等に対して貸与しているものを含む。）

### (2) 機械装置等

分割期日前日において、情報機器事業部門が管理する乙所有の機械装置、車輛運搬具、治工具、器具、備品及び消耗品（乙の関連会社及び資材取引先その他の法人等に対して貸与しているものを含む。）

## 3. 有価証券等

### (1) 分割期日前日において、情報機器事業部門が管理する乙所有の次に掲げる株式、出資持分及び出資金

（以下記載省略。なお、主な記載内容は、情報機器事業部門が管理する国内子会社の株式並びに事業に関連して保有している株式等である。）

## 4. 現金

（以下記載省略。）

## (別紙 7) 新会社が乙から承継する知的財産権等

情報機器事業部門にかかる特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びこれらを受ける権利（共有にかかる権利については共有持分）並びに著作権、ノウハウ及び営業秘密（情報機器事業部門からの依頼に基づく研究に従事する乙の従業員が、当該研究の範囲内において分割期日前日までにした発明、考案、意匠の創作を含む）並びに第三者から許諾を受けた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ及び営業秘密に関する実施権、使用権その他の権利

（以下記載省略。）

## (別紙 8) 新会社が乙から承継する債権債務及び契約上の地位

### 1. 債権

(1) 分割期日前日における情報機器事業部門にかかる未収入金、立替金及び仮払金

(2) 承継される従業員に対する貸付金

### 2. 債務

(1) 併存的に承継する債務

分割期日前日における情報機器事業部門にかかる未払金、未払費用及び預り金

(2) 免責的に承継する債務

従業員の住宅取得資金として転貸する為に乙が借り入れた株式会社UFJ銀行からの借入金のうち、新会社が承継する従業員にかかる分割期日前日における借入金

### 3. 契約上の地位

分割期日前日における情報機器事業部門が行う取引等に関する次に掲げる契約の契約上の地位

（以下記載省略。なお、主な記載内容は、情報機器事業部門が行う物品の販売等の営業取引契約、資材取引契約等である。）

(別紙 9) 新会社が乙から承継する従業員及び雇用契約等

1. 承継する従業員

(1) 情報機器事業部

平成16年5月1日現在、乙の事業に在籍する従業員（傷病・育児・介護等による長期欠勤、出向等の理由で休職中の者を含む。）。(以下記載省略。)

(2) 情報・通信グループ

平成16年5月1日現在、情報・通信グループ総務本部情報機器勤労企画グループ、同本部情報機器総務企画グループ、同グループ財務本部情報機器経理部、同グループハード調達本部情報機器資材部及び同グループ国際情報通信営業統括本部情報機器営業部に在籍する従業員（傷病・育児・介護等による長期欠勤、出向等の理由で休職中の者を含む。）。

(以下記載省略。)

### 3. 共同会社分割計画書の参考事項

#### (1) 取締役に関する参考事項

氏名 (生年月日)	略歴 〔他の会社の代表状況〕	所有する 当社株式の数	所有する (株)日立製作所 株式の数
かみやくにひろ 神谷国広 (昭和19年8月16日)	昭和43年4月 株式会社日立製作所入社 平成12年7月 同社財務一部長 平成14年6月 同社情報事業統括本部COO 平成15年4月 同社情報・通信グループCOO兼Eプロジェクトサポート推進本部長 平成16年4月 同社情報・通信グループEソリューション推進本部長(現任)	0株	20,000株
おおたにあきひこ 大谷彰彦 (昭和21年7月8日)	昭和45年4月 当社入社 平成8年6月 オムロン直方株式会社代表取締役社長 平成11年6月 当社執行役員常務に就任 ソーシャルシステムズビジネスカンパニーPITS統轄事業部長 平成13年6月 当社執行役員専務に就任(現任) ソーシャルシステムズビジネスカンパニー社長 平成14年6月 ソーシャルシステムズ・ソリューション&サービス・ビジネスカンパニー社長 平成16年4月 ファイナンシャル・システムズ・ビジネスカンパニー社長(現任)	6,000株	2,000株
しもじょうてつじ 下條哲司 (昭和28年12月9日)	昭和51年4月 株式会社日立製作所入社 平成15年4月 同社情報・通信グループ戦略事業企画室シニアストラテジースタッフ 平成16年1月 同社情報・通信グループ情報機器事業部長(現任) [株式会社日立旭エレクトロニクス代表取締役社長]	0株	3,000株
たていしただあ 立石忠雄 (昭和19年3月5日)	昭和41年4月 当社入社 昭和61年3月 産業統括事業部計数機器事業部長 平成元年9月 制御機器統括事業部長代理 平成3年6月 取締役に就任 平成7年6月 常務取締役に就任 平成7年9月 ソーシャル事業グループ本部長 平成11年4月 ソーシャルシステムズビジネスカンパニー社長 平成11年6月 取締役退任 執行役員専務に就任 平成13年6月 専務取締役に就任(現任)	907,000株	0株

氏名 (生年月日)	略歴 〔他の会社の代表状況〕	所有する 当社株式の数	所有する (株)日立製作所 株式の数
はやし まさ ひろ 林 雅 博 (昭和21年4月11日)	昭和44年4月 株式会社日立製作所入社 平成15年4月 同社情報・通信グループシステムソリューション部門CEO(現任) 平成15年6月 同社執行役に就任(現任)	0株	10,050株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社、株式会社日立製作所および新会社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 取締役候補者のうち、立石忠雄氏および林雅博氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。

(2) 監査役に関する参考事項

氏名 (生年月日)	略歴 〔他の会社の代表状況〕	所有する 当社株式の数	所有する (株)日立製作所 株式の数
つかもと かず のり 塚 本 和 憲 (昭和22年5月3日)	昭和45年6月 日立電子株式会社入社 昭和46年4月 株式会社日立製作所入社 平成5年8月 株式会社日立旭エレクトロニクス入社 平成13年5月 同社取締役総務部長 平成16年4月 同社社長付(取締役退任)(現任)	0株	1,000株
お ぎ こ つとむ 尾 迫 勉 (昭和23年1月27日)	昭和42年2月 当社入社 平成11年3月 品質・環境本部CS品質推進部長 平成11年6月 品質・環境本部長 執行役員常務に就任 平成14年6月 監査役に就任(現任)	8,000株	0株
はす ぬま とし たけ 蓮 沼 利 建 (昭和28年5月10日)	昭和52年4月 株式会社日立製作所入社 平成15年12月 同社情報・通信グループ財務本部金融経理部長 平成16年4月 同社情報・通信グループ財務本部担当本部長(現任)	0株	2,000株

- (注) 1. 監査役候補者のうち、尾迫勉氏および蓮沼利建氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。  
2. 各監査役候補者と当社、株式会社日立製作所および新会社との間には、特別の利害関係はありません。

(3) 会計監査人に関する参考事項

名 称	新日本監査法人
事 務 所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル
沿 革	平成12年4月1日をもって太田昭和監査法人（昭和60年10月設立）とセンチュリー監査法人（昭和61年1月設立）が合併し、監査法人太田昭和とセンチュリーとなり、平成13年7月1日をもって法人名称を新日本監査法人に変更した。
構 成 人 員	公認会計士 1,499名 会 計 士 補 831名 そ の 他 453名 合 計 2,783名 (平成15年12月31日現在)

4. 商法第374条ノ2第1項第2号の株式の割当てに関する事項につきその理由を記載したる書面の内容

株式の割当てに関する事項につきその理由を記載した書面

当社及び株式会社日立製作所（以下「日立製作所」という。）は、平成16年10月1日を分割期日とする共同新設分割（以下「本件分割」という。）により設立される日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社（以下「新会社」という。）の新株の割当てに関して、以下の通り決定しました。

新株の割当て方法については、分割会社である当社及び日立製作所から新会社へ事業運営をスムーズに移行させ、また今後の新会社の事業運営に資するため、新会社が当社及び日立製作所の営業を承継するのに伴い発行するすべての株式を当社及び日立製作所に割り当てることとしました。

当社及び日立製作所は、両社に割り当てられる株式の比率（以下「株式割当比率」という。）を協議するに先立ち、当社は野村証券株式会社（以下「野村証券」という。）に対し、日立製作所はメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ」という。）に対し、それぞれ分割による承継の対象となる営業（以下「分割対象事業」という。）に関する連結ベースでの株主価値の分析及び株式割当比率の算定をそれぞれ依頼しました。野村証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社は、それぞれ当社及び日立製作所から提出された分割対象事業に係る諸資料等を前提として、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、類似企業比較法等（注）に基づき、両社の分割対象事業の連結ベースでの株主価値を算出し、これらを総合的に勘案した上で、適正な株式割当比率のレンジをそれぞれの依頼者である当社及び日立製作所に提示しました。

当社及び日立製作所は、分割対象事業に関する連結ベースでの株主価値及び株式割当比率に関する野村証券及びメリルリンチの分析結果をそれぞれ検討の上協議を行い、分割期日までに分割対象事業の財産及び経営状態に重大な変更がないことを条件に、株式割当比率を当社45に対し日立製作所55とすることに合意しました。設立にあたり新会社が発行する株式数を100,000株とし、上記株式割当比率に従い、当社に割当を行う普通株式の株式数を45,000株とし、日立製作所に割当を行う普通株式の株式数を55,000株としました。

なお、当社は、野村証券より、当社及び日立製作所から提出された分割対象事業に係る諸資料の検討及び協議を前提として、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、類似企業比較法等を総合的に勘案した結果、上記株式割当比率が当社にとって財務的見地より妥当である旨の意見書を受領しております。

以上

- (注) 1. DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）  
評価対象事業から将来生じるキャッシュフローの現在価値の総和を分析し、会社総価値を評価する方法  
2. 類似企業比較法  
評価対象事業の類似企業の株式市場における評価を分析し、会社総価値を評価する方法

5. 商法第374条ノ2第1項第3号の各会社の負担すべき債務の履行の見込みのあること及びその理由を記載したる書面の内容

当社及び日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社が負担すべき債務の履行の見込みのあること及びその理由を記載した書面

1. 当社に関する説明

当社の平成16年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は3,838億94百万円、負債の額は1,805億6百万円です。当社及び株式会社日立製作所（以下「日立製作所」という。）による共同新設分割（以下「本件共同新設分割」という。）により、新設会社たる日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社（以下「新会社」という。）に当社が承継させる予定の資産及び負債の簿価は、それぞれ272億2百万円、30億58百万円であり、承継させる予定の資産は当社の総資産額の約7%、承継させる予定の負債については当社の負債総額の約2%に相当します。

したがって、分割期日以後も財務状況は適正であり、かつ、当社の今後の事業活動において当社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在予想されておりません。

以上より、分割期日以後に弁済期が到来する当社の債務につき、併存的に承継する債務を含め、履行の見込みはあるものと判断します。

2. 新会社に関する説明

新会社が当社から承継する予定の資産は272億2百万円、負債は30億58百万円、日立製作所から承継する予定の資産は242億4百万円、負債は51億17百万円であり、承継される資産の額は負債の額を上回っているため、債務の履行を担保する十分な資産を有します。

また、新会社は、本件共同新設分割により、当社及び日立製作所から承継される営業に関する製造、販売及びサービスを一体化し、経営効率の向上並びに市場競争力の強化を図ることができ、将来にわたり事業が発展し、債務の履行に必要な資金の確保ができるものと見込まれます。

以上より、分割期日以後に弁済期が到来する新会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断します。

以上

6. 商法第374条ノ2第1項第4号乃至第7号の貸借対照表及び損益計算書の内容

当社の貸借対照表および損益計算書は、別添の「第67期報告書」（14ページから17ページ）に記載のとおりであります。株式会社日立製作所の貸借対照表および損益計算書は、次のとおりであります。

株式会社日立製作所の貸借対照表  
(平成16年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	1,909,420	流 動 負 債	1,819,420
現 金 及 び 預 金	265,201	買 掛 金	624,281
受 取 手 形 金	10,936	短 期 借 入 金	21,641
売 掛 金	585,880	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	20,000
有 価 証 券	3,319	償 還 期 社 債	218,470
金 銭 の 信 託	82,902	未 払 金	57,695
製 品	37,523	未 払 費 用	152,135
半 材	52,343	前 受 金	148,711
材 料	36,610	預 り	557,928
仕 品	167,920	製 品 保 証 等 引 当 金	8,668
前 金	34,068	そ の 他 の 流 動 負 債	9,888
短 期 貸 付 金	370,390	固 定 負 債	515,584
繰 延 税 金 資 産	86,903	社 債	280,000
そ の 他 の 流 動 資 産	182,020	長 期 借 入 金	54,428
貸 倒 引 当 金	6,600	退 職 給 付 引 当 金	127,372
固 定 資 産	1,798,964	電 算 機 買 戻 損 失 引 当 金	21,260
有 形 固 定 資 産	291,048	愛 知 万 博 出 展 引 当 金	1,790
建 構 物	114,145	確 定 抛 出 年 金 移 行 時 未 払 金	28,124
機 械 及 び 装 置	62,666	そ の 他 の 固 定 負 債	2,609
車 両 運 搬 具	193	負 債 合 計	2,335,005
工 具 器 具 備 品	56,736	( 資 本 の 部 )	
土 地	43,840	資 本	282,032
建 設 仮 勘 定	1,958	資 本 剰 余 金	268,756
無 形 固 定 資 産	153,039	資 本 準 備 金	268,708
ソ フ ト ウ ェ ア	106,753	そ の 他 資 本 剰 余 金	47
施 設 利 用 権	729	自 己 株 式 処 分 差 益	47
そ の 他 無 形 固 定 資 産	45,556	利 益 剰 余 金	823,768
投 資 所 持 株 式 及 び 出 資 金	1,354,876	利 益 準 備 金	70,438
関 係 会 社 株 式 及 び 出 資 金	1,048,965	任 意 積 立 金	684,444
投 資 有 価 証 券	145,334	プ ロ グ ラ ム 準 備 金	30,610
長 期 貸 付 金	5,606	特 別 償 却 積 立 金	1,843
繰 延 税 金 資 産	123,516	別 途 積 立 金	651,990
そ の 他 の 投 資 等 金	31,816	当 期 未 処 分 利 益	68,885
貸 倒 引 当 金	361	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	30,983
資 産 合 計	3,708,385	自 己 株 式	32,162
		資 本 合 計	1,373,379
		負 債 及 び 資 本 合 計	3,708,385

(注)

1. 棚卸資産の評価方法及び評価基準
  - 製品・半製品・仕掛品.....個別法または移動平均法に基づく低価法
  - 材料.....移動平均法に基づく低価法
2. 有価証券及び出資金並びに金銭の信託の評価方法及び評価基準
  - 関係会社株式及び出資金.....移動平均法に基づく原価法
  - その他有価証券及び出資金
    - 時価のある有価証券及び出資金...市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のない有価証券及び出資金...移動平均法に基づく原価法
    - 金銭の信託.....市場価格等に基づく時価法
3. 有形固定資産の減価償却方法
  - 建物.....定額法
  - その他...定率法
  - 有形固定資産の減価償却累計額 791,073百万円
4. 無形固定資産の減価償却方法
  - 市場販売目的のソフトウェア...見込販売収益に基づく償却方法
  - その他.....定額法
5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。会計基準変更時差異（差益34,771百万円）については、5年定額償却を行っております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間により定額償却しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間により、発生翌年度より定額償却しております。
6. 愛知万博出展引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
7. 消費税（地方消費税を含む）の会計処理は、税抜方式によっております。
8. 関係会社に対する短期金銭債権 748,443百万円 長期金銭債権 8,874百万円  
短期金銭債務 1,041,010百万円 長期金銭債務 2,000百万円
9. 資本合計に計上した、商法施行規則第124条第3号に規定する時価評価差額は32,300百万円であります。
10. 旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の内容

発行する株式の種類	新株発行予定残数	発行価額	発行予定期間
普通株式	217,000株	1株につき1,451円	自平成13年7月27日 至平成17年7月26日
普通株式	672,000株	1株につき1,270円	自平成14年8月4日 至平成18年8月3日
11. 貸借対照表に計上した固定資産のほかに、リースにより使用している重要な資産として、アプリケーションソフトウェア及びコンピュータ製造設備の一部等があります。
12. 担保に供している資産...関係会社株式 56百万円
13. 保証債務 55,558百万円

株式会社日立製作所の損益計算書  
(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,488,873
売 上 原 価		1,999,740
売 上 総 利 益		489,132
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		481,584
営 業 利 益		7,548
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	52,641	
雑 収 益	8,927	61,569
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,089	
雑 損 失	36,844	48,934
経 常 利 益		20,183
特 別 利 益		
関係会社株式及び投資有価証券売却益	61,861	
土 地 売 却 益	7,029	68,891
特 別 損 失		
投資有価証券等評価損	10,155	10,155
税 引 前 当 期 純 利 益		78,918
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	61,207	
法 人 税 等 調 整 額	100,014	38,806
当 期 純 利 益		40,111
前 期 繰 越 利 益		37,695
中 間 配 当 金		9,894
分割承継による利益剰余金繰入額		972
当 期 未 処 分 利 益		68,885

(注)

1. 関係会社株式及び投資有価証券売却益61,861百万円は、関係会社株式売却益34,229百万円及び投資有価証券売却益27,632百万円であります。
2. 投資有価証券等評価損10,155百万円は、関係会社株式及び出資金の評価損5,221百万円及び投資有価証券等の評価損4,934百万円であります。
3. 分割承継による利益剰余金繰入額972百万円は、日立エンジニアリング(株)及び(株)日立エンジニアリングサービスの原子力事業の一部を分割承継したことによる利益剰余金の承継額であります。
4. 関係会社に対する売上高801,712百万円 関係会社からの仕入高1,569,922百万円  
関係会社との営業取引以外の取引高106,457百万円
5. 1株当り当期純利益 12円14銭

## 第5号議案 子会社に対する営業の一部譲渡の件

### 1. 営業譲渡の理由

当社は、エレクトロニクスコンポーネンツビジネスカンパニーのアミューズメント機器事業部にて、遊技機業界向けの専用部品、専用ユニットおよびシステム機器（以下「対象商品」といいます）に関する事業（以下「対象事業」といいます）を行っており、そのうち生産および設置・保守サービスを当社の完全子会社であるオムロン一宮株式会社が行っております。

対象事業は今後成長が期待される事業の一つであり、オムロン一宮株式会社に対象事業の営業譲渡を行い同社を対象商品の開発、生産、販売およびサービスを一貫して担当する専業会社とすることにより、顧客満足度を高めて対象事業の成長を確実なものとし、オムロングループの企業価値をさらに高めてまいりたいと存じます。

### 2. 営業譲渡契約書の内容

#### 営業譲渡契約書（写）

オムロン株式会社（以下「甲」という）とオムロン一宮株式会社（以下「乙」という）とは、甲の営業の一部譲渡に関し、次のとおり契約を締結する。

#### 第1条 （営業の譲渡）

甲は、平成16年10月1日（以下「譲渡日」という）をもって、甲のエレクトロニクスコンポーネンツビジネスカンパニーのアミューズメント機器事業部に属する営業（以下「本営業」という）を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、手続の進行に応じて必要あるときは、甲乙協議のうえ譲渡日を変更することができる。

#### 第2条 （譲渡財産）

前条の定めにより甲が乙に譲渡すべき財産（以下「譲渡財産」という）は、譲渡日現在の本営業に属する資産および負債とし、その細目については甲乙別途協議のうえ決定する。

#### 第3条 （譲渡対価および支払方法）

1. 甲が乙に譲渡する本事業の対価は、譲渡日前日の終了時における甲の帳簿価格を基準に、甲乙協議のうえ決定する。
2. 前項の譲渡対価の支払時期および支払方法等については甲乙別途協議のうえ決定する。

#### 第4条 （引渡時期）

1. 譲渡財産の引渡時期は、譲渡日とする。ただし、手続上の事由により必要あるときは、甲乙別途協議のうえ変更することができる。
2. 譲渡財産の引渡に要する費用の負担は甲乙協議のうえ決定する。

#### 第5条 （従業員の取扱）

本営業に従事している甲の従業員は譲渡日をもって乙に転籍するものとし、その取扱の詳細は甲乙協議のうえ決定する。

第6条 (競業避止義務免除)

甲は、本営業の譲渡にかかわらず、商法第25条に定める競業避止義務を負わない。

第7条 (事情変更)

本契約締結後、譲渡財産の引渡完了に至るまでの間において、天災地変その他やむをえない事由により本営業または譲渡財産に重大な変動が生じた場合、甲乙協議のうえ本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条 (株主総会の承認)

甲および乙は、譲渡日までにそれぞれ株主総会を開催し、本契約の承認を求めるものとする。

第9条 (効力の発生)

本契約は、前条に定める甲および乙の株主総会の承認により効力を生ずるものとする。

第10条 (協議決定)

本契約に定めるもののほか、本契約の履行に必要な事項および本契約に定めのない事項については、本契約の本旨に基づき甲乙誠意をもって協議のうえ決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成16年5月11日

甲 京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地  
オムロン株式会社  
代表取締役社長 作田 久男

乙 愛知県一宮市奥町字野越46番地  
オムロン一宮株式会社  
代表取締役社長 作宮 明夫

3. 譲渡予定財産(平成16年3月31日現在の帳簿価額)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,988百万円	流 動 負 債	1,022百万円
固 定 資 産	177百万円	固 定 負 債	1,735百万円
資 産 合 計	3,165百万円	負 債 合 計	2,757百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

4. 譲渡する営業の最近営業年度における損益の状況  
(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	17,375百万円
営 業 利 益	2,206百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

5. 営業譲渡先の概要 (平成16年3月31日現在)

- (1) 商 号 オムロン一宮株式会社
- (2) 本 店 所 在 地 愛知県一宮市奥町字野越46番地
- (3) 代 表 者 代表取締役社長 作宮 明夫
- (4) 資 本 300百万円
- (5) 株 主 当社 (100%)
- (6) 主 な 事 業 内 容 遊技機用の専用部品 (センサ、鍵等)、専用ユニット (電源ユニット等) およびシステム機器 (プリペイドシステム等) などの生産および設置・保守サービス

第6号議案 取締役1名選任の件

執行の監視・監督機能をより強化するため1名増員することとし、明致親吾氏を取締役に加え、経営の充実ははかります。

取締役候補者は、つぎのとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 〔他の会社の代表状況〕	所 有 する 当 社 株 式 の 数
あけ ち しん ご 明 致 親 吾 (昭和19年3月12日)	昭和44年4月 当社入社 平成7年6月 取締役に就任 OMRON ELECTRONICS INC. 社長に就任 平成11年6月 取締役退任 執行役員常務に就任 平成13年6月 執行役員専務 人事本部本部長に就任 平成15年6月 執行役員副社長 人材マネジメント室室長に就任 (現任)	10,000株

(注) 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第7号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役中野淑夫氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、つぎのとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 〔他の会社の代表状況〕	所有する 当社株式の数
なかのよしお 中野 淑夫  (昭和9年10月26日)	昭和39年7月 公認会計士登録（現在） 昭和46年4月 中野公認会計士事務所代表（現任） 昭和58年6月 清友監査法人代表社員（現任） 平成10年6月 当社 監査役に就任（現任）	2,000株

- (注) 1. 監査役候補者中野淑夫氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。  
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第8号議案 取締役および監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、取締役および監査役の退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを平成16年4月28日開催の取締役会で決議いたしました。

これに伴い、在任中の取締役 立石義雄、作田久男、市原達朗、立石忠雄、橋本昌三、井上礼之の6氏に対し、これまでの在任期間中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を、各氏の退任時に打ち切り支給したいと存じます。

なお、その具体的金額、方法等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の取締役の略歴は、つぎのとおりであります。

氏名	略歴
たていしよしお 立石 義雄	昭和48年5月 取締役に就任 昭和51年6月 常務取締役に就任 昭和58年6月 専務取締役に就任 昭和62年6月 代表取締役社長に就任 平成15年6月 代表取締役会長に就任（現任）
さくたひさお 作田 久男	平成15年6月 代表取締役社長に就任（現任）
いち はら たつ ろう 市原 達朗	平成元年6月 取締役に就任 平成9年6月 常務取締役に就任 平成13年6月 取締役副社長に就任（現任）
たていしただお 立石 忠雄	平成13年6月 専務取締役に就任（現任）

氏 名	略 歴
はし もと しょう ぞう 橋 本 昌 三	平成13年 6月 取締役就任（現任）
いの うえ のり ゆき 井 上 礼 之	平成15年 6月 取締役就任（現任）

また、在任中の監査役 尾迫勉、茂木義三郎、千森秀郎の3氏および、重任予定の監査役 中野淑夫氏に対し、同様にこれまでの在任期間中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を、各氏の退任時に打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の監査役の略歴は、つぎのとおりであります。

氏 名	略 歴
お ざこ つとむ 尾 迫 勉	平成14年 6月 監査役就任（現任）
も ぎ よしきぶろう 茂 木 義三郎	平成15年 6月 監査役就任（現任）
ち もり ひで ろう 千 森 秀 郎	平成14年 6月 監査役就任（現任）
なか の よし お 中 野 淑 夫	平成10年 6月 監査役就任（現任）

## 第9号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定にもとづき、以下のとおり、当社の取締役および執行役員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社取締役の経営意欲および当社執行役員の業務遂行意欲を一層高め、当社業績の向上と国際競争力の増大をはかり、株主価値の高揚に資することを目的として、以下の要領に記載のとおり、当社の取締役および執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役および執行役員に対し割り当てるものといたします。ただし、社外取締役は除くものとしたします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式230,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、つぎの算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 発行する新株予約権の総数

2,300個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、つぎにより決定される1株当たりの払込金額に、(2)で定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く)における大阪証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、つぎの算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、改正前の商法にもとづき発行された転換社債の転換および付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、つぎの算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

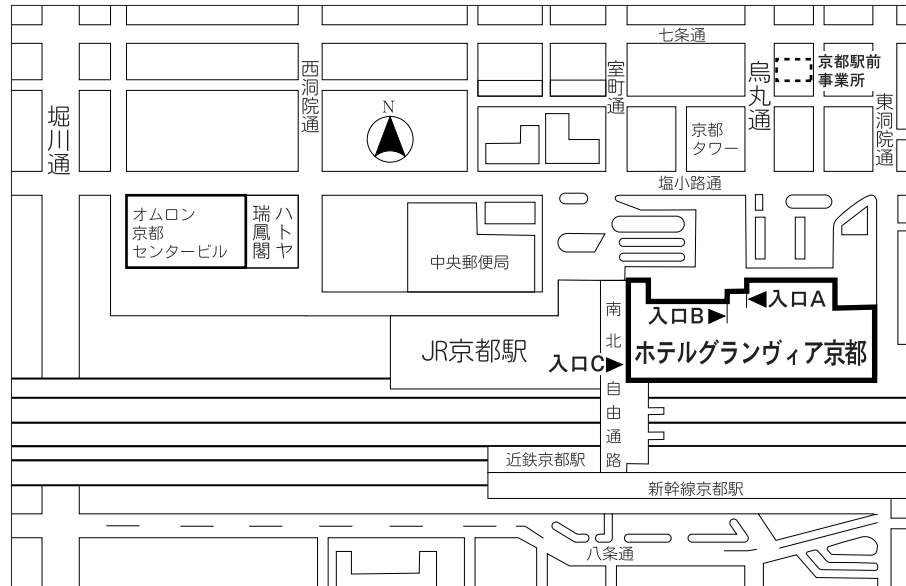
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成18年7月1日から平成21年6月30日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは執行役員の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。  
新株予約権の譲渡、質入れその他の処分および相続は認めない。  
その他の条件については、本株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と対象取締役および執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の消却  
本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6) に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

以 上

[メ モ 欄]

## < 株主総会会場ご案内図 >

会場 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）  
ホテルグランヴィア京都（3階「源氏の間」）



- ホテルグランヴィア京都（株主総会会場）は、JR京都駅に直結しております。
- ホテル正面（1階）よりお越しの株主さまは入口Aから、  
烏丸中央改札口よりお越しの株主さまは入口Bから、  
南北自由通路よりお越しの株主さまは入口Cから、  
ホテルグランヴィア京都2階メインロビーにお越しのうえ、  
エスカレーターにて3階「源氏の間」までお越してください。
- なお、駐車場のご用意はいたしておりませんので、  
できるだけ、公共交通機関をご利用ください。

**OMRON**

ホームページアドレス <http://www.omron.co.jp>

[メ モ 欄]